

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事という。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事という。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員が職員としての立場を有する者に対しては、給与を支給する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、報酬は支給しない。

- 2 全理事の報酬は支給しない。
- 3 全監事の報酬は支給しない。

4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日支払うものとする。

(報酬の支払い方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年11月15日から施行し平成28年4月27日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額

役職名	報酬の額
評議員	会議等の出席の場合には、報酬は支給しない。 但し、出張等の場合には、日当 10,000 円を支給する。
理 事	会議等の出席の場合には、報酬は支給しない。 但し、出張等の場合には、日当 10,000 円を支給する。
監 事	会議等の出席の場合には、報酬は支給しない。 但し、出張等の場合には、日当 10,000 円を支給する。

別表第2 費用

事項	費用弁償額
会議等への出席	自宅から会議等開催場所への往復の費用として公共交通機関利用、自家用車利用どちらの場合も栃木市内一律 3,000 円とする。 但し、出張等の場合には、実費弁償とする。